

子ども福祉医療費給付制度について

※必ず一度お読みください。



飯田市 保健課 医療給付係

○子ども福祉医療費給付制度とは…

飯田市では、子どもを産み育てやすい環境の充実のため、0歳～中学3年生を対象に医療費の助成を行っています。

○助成のしくみ

本来患者が負担する保険診療分の2割（小学生以上は3割）のうち一定の負担金を除いて、飯田市が負担します。医療機関窓口では、受給者証を提示して、一旦請求された金額を全額支払ってください。

※健康診断、予防接種、薬の容器代、診断書作成料、食事代、差額ベッド代など、健康保険が適用されないものは助成の対象外です。

○受給対象者と期間

飯田市に住民登録があるお子さまで、助成対象期間は中学校卒業（15歳になってから最初の3月31日）までです。

○受給者証の交付を受けるには…

市の窓口で申請手続きが必要ですので、出生届や転入手続きの際に、申請してください。（出生の場合はお子さまの保険証ができてから申請してください。）

受給者証が交付されていないお子さまは、給付金を受給できません。

申請の際には、お子さまの健康保険証、保護者の振込口座の分かるものをお持ちください。

○受給資格の喪失

助成対象期間は中学校卒業（15歳になってから最初の3月31日）までで終了しますが、途中でも、お子さまが飯田市外へ転出した場合は受給資格を喪失しますので、転出をする際に受給者証を返却してください。

○受給者証を紛失したとき

受給者証を紛失、または破損・汚損したときは、無料で再発行しますので「福祉医療給付金受給者証再交付申請書」を提出してください。

○給付金の受け取り方

給付金はお届けいただいた口座に振り込みます。受診月から3ヶ月以上かかりますので、ご了承ください。

- ・長野県内の医療機関を受診する場合

医療機関窓口へ健康保険証と一緒に受給者証を毎回提示してください。提示していただくだけで、後日、自動的に給付金が振り込まれます。

- ・長野県外の医療機関を受診する場合

自動では振り込まれないため、健康保険証のみを提示して受診し、後日、市の窓口で領収書（受診者名、診療月、医療機関名、保険診療の内容の分かるもの）を持参し、「福祉医療給付金支給申請書」に添付して提出してください。

※受診月から1年以上経過しますとお手続きできなくなりますのでご注意ください。例えば、4月受診分は翌年の4月末日までに申請をしてください。

- ・長野県内の医療機関で受給者証を提示し忘れた、または提示できなかった場合

県外受診の際のお手続きと同じです。ただし、次回受診時など、医療機関に受給者証を提示し、前回提示できなかった旨を伝えると市の窓口へのお手続きを省略できる場合があります。

- ・治療用器具（弱視用メガネ、コルセットなど）

はじめに健康保険などに払い戻しの手続きを行い、健康保険適応額の助成を受けます。その後、残りの自己負担（2割または3割相当額）が給付金の対象になりますので、医師の診断書のコピー、領収書のコピー、健康保険からの支給額が分かる通知（飯田市国保加入者以外）を持参し、「福祉医療給付金支給申請書」に添付して提出してください。

○助成が受けられないもの

① 健康保険が適用されないもの

主なもの：初診時保険外併用療養費（紹介状がなく200床以上の病院に初診で受診する場合の患者負担）、健康診断、予防接種、薬の容器代、診断書作成料、食事代、差額ベッド代など

② 学校や保育園・幼稚園の管理下で起こったけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受ける場合

③ 他の公費制度が適用されるもの

※公費が適用されても自己負担がある場合は、自己負担について助成を受けられません。

④ 交通事故など、加害者（第三者）から傷害を受けて医療機関を受診した場合

○給付金の金額

- ・医療機関で支払った保険適用の医療費の自己負担が対象となります。
一診療報酬明細書（レセプト）ごとに、受給者負担金として500円差し引かせていただきます。

※月別、医療機関別（入院・外来別）になりますので、例えば、病院に受診し、薬局で薬をもらった場合、病院分から500円、薬局分から500円を引きます。同じ月に同じ医療機関に複数回受診した場合は合算されます。自己負担が500円以下の場合、給付金は支給されません。

- ・健康保険の高額療養費や付加給付が支給される場合はそれらを差し引いた金額になります。

高額療養費に該当する場合は、高額療養費の金額を確認し差し引くため、健康保険が発行した「高額療養費支給決定通知書」（健康保険によって名称が異なる）の提出をお願いします。（飯田市国保加入者以外）

○次の場合は届出が必要です。

- ・加入健康保険が変わったとき、記号・番号が変わったとき
⇒受給者証と健康保険証をお持ちください。
- ・振込口座を変えたいとき、支店・番号・名義人が変わったとき
⇒受給者証と口座確認できるものをお持ちください。支給できない恐れがありますので、至急届出をお願いします。
- ・住所や氏名が変わったとき
⇒受給者証をお持ちください。訂正または差し替えをします。



〇よくある質問 Q&A

① Q：複数の診療科がある総合病院で同じ月に小児科と眼科を受診した場合は、合算されますか？

A：合算されます。ただし、歯科は合算されませんので、小児科と歯科を受診した場合はそれぞれから500円が差し引かれます。また、発行医療機関の違う処方箋を同じ月に同じ薬局に持って行って薬をもらった場合も合算されず、発行医療機関ごとに500円が差し引かれます。

② Q：長野県外で受診しました。すぐに給付金の申請をしたほうがよいですか？また、領収書はコピーでもよいですか？

A：受診月から1年以内であれば、給付金の申請ができますので、何か月分、何か所分かをまとめて申請していただいてもかまいません。領収書は原則として原本を提示してください。申請済みであることを示すスタンプを押印のうえ、コピーを取らせていただき、返却いたします。

③ Q：助成を受けた領収書でも確定申告などの医療費控除の対象として使えますか？

A：お使いいただけますが、助成を受けた金額を「保険金などで補てんされる金額」として差し引いて計算しなければなりません。12月受診分など、まだ口座に振り込まれていないものについては、一医療機関ごと500円を差し引いた金額を補てんされる金額として見込んで計算をしてください。

○窓口

- 市役所1階5番窓口 保健課医療給付係
- りんご庁舎2階 市民証明コーナー
- 各自治振興センター

○お問い合わせ

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地

飯田市役所 保健課 医療給付係

電話 0265-22-4511 内線5525~5527



○×E